鏡が丘特別支援学校浦添分校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」 及び、平成25年10月11日文部科学大臣決定の「いじめ防止等のため の基本的な方針」に基づき、県立鏡が丘特別支援学校浦添分校(以下、本 校)におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたも のである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第1章総則 定義 第二条 より)

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるだけでなく、生命に重大な危険を生じさせるおそれ があるものです。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるという認識を持ち、すべて の児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなることのないように、保護者・沖縄療育園・その他関係者と連携し、いじめの防止と早期発見、早期対 応に取り組んでいきます。

本校は、すべての児童生徒が「いじめのない安全で安心な学校生活」をおくることができるように、周囲の友人や教師との信頼関係を築き、自己有用感を高める授業づくり、学校づくりをめざします。

4 いじめ防止等に関する内容

- (1) いじめの未然防止のための取組み
 - ア 児童生徒ひとりひとりの心に寄り添い、信頼関係を築くためにアセ スメントと障害理解に努めます。
 - イ 個々の児童生徒の実態やニーズを把握し、教材・教具の工夫や達成

感を生む課題設定と活動の工夫等、わかりやすい授業づくり、自己肯 定感、自己有用感を高める授業づくりをめざします。

ウ 教師は児童生徒の些細な変化を見逃すことがないよう、いじめに対する意識の向上を図り、学部全体、学校全体で協力し関わっていくように します。

(2) いじめの早期発見のための取組み

ア 連絡帳、家庭訪問、面談、アンケート等をとおして、家庭及び沖縄 療育園との連携を密にし、児童生徒の些細な変化や発信(サイン)を見 逃すことがないように努めます。

- イ 学部全体、学校全体で児童生徒について情報を共有し、意見交換を する場を持つ等、多くの目で見守る体制づくりに努めます。
- ウ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係 づくりに努め、相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する取組み

ア いじめの相談・通報があった場合は、「いじめ対策委員会」を中心に 組織的に対応し、事実関係の把握、情報の共有等を行う。

- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を 防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援、いじ めを行った児童生徒への指導と保護者への助言を継続して行う。
- ウ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及 び所轄警察署等と連携して対処する。

5 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒、保護者からの訴えを特定の教師 が一人で抱え込むことのないよう、学校全体の問題としてとらえ、組織と して対応する。

本校における「いじめ対策委員会」は、既存の人権委員会に校長、教頭、 教務主任、高等部主事、生徒指導担当、養護教諭等を加え構成する。 必要に応じて、特別支援教育コーディネーター、学校医、外部機関等と連 携する。

- (1) 「いじめ対策委員会」の役割
 - ア いじめの実態把握
 - ・アンケートの実施と集約、検討
 - イ 教師への共通理解と意識啓発

- ・職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の周知、共通理解を 図る。
- ウ 「学校いじめ基本方針」に基づく取組みの実施と確認
 - ・学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- エ いじめ事案への対応
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあった場合、正確 な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織 する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携する。
 - ・いじめの事案が解消したと判断しても、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- オ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - 学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載する。

6 重大事態への対処

重大事態とは、以下のような場合をいう。(いじめ防止対策推進法 第28 条より)

- 〇心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が自殺を企画した場合 ・身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合精神性の疾患を発症した場合
- 〇児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが あるとき
- (1) 重大事態を全職員が理解し、「いじめ対策委員会」において調査を実施する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及び保護者へ適切な情報提供を行う。
- (4) 調査結果をふまえ、再発防止にむけた取組みを検討し、実施する。
- (5) 調査結果については教育委員会へ報告する。